

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和5年8月14日(2023.8.14)

【公開番号】特開2022-29839(P2022-29839A)

【公開日】令和4年2月18日(2022.2.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-030

【出願番号】特願2020-133366(P2020-133366)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00(2006.01)

10

G 06 F 3/0484(2022.01)

G 03 G 21/00(2006.01)

B 41 J 29/42(2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 350

G 06 F 3/0484

G 03 G 21/00 370

G 03 G 21/00 386

B 41 J 29/42 F

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月2日(2023.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

読み取り装置であって、

30

原稿読み取り処理を含む第1処理を実行するためのオブジェクトである所定のオブジェクトを表示する第1表示制御手段と、

前記第1処理の設定内容の少なくとも一部と、前記第1処理の実行の確認をユーザから受け付ける所定のソフトキーとを含む確認画面を、前記所定のオブジェクトに対するユーザ操作の受付に基づいて表示する第2表示制御手段と、

前記第1処理に含まれる前記原稿読み取り処理の少なくとも一部を、前記確認画面の表示と並行して実行する実行手段と、

を有することを特徴とする読み取り装置。

【請求項2】

前記第1処理は、前記原稿読み取り処理によって生成されたデータを送信する処理を含むことを特徴とする請求項1に記載の読み取り装置。

40

【請求項3】

前記確認画面において、前記第1処理の実行をキャンセルするための操作が受け付けられると、前記第1処理がキャンセルされることを特徴とする請求項1又は2に記載の読み取り装置。

【請求項4】

前記確認画面において、前記第1処理の実行をキャンセルするための操作が受け付けられると、前記確認画面の表示と並行して実行された前記原稿読み取り処理の少なくとも一部によって生成されたデータを削除する削除手段をさらに有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の読み取り装置。

50

【請求項 5】

前記所定のソフトキーに対するユーザ操作が受け付けられるまで、前記第1処理に含まれる所定の処理が実行されず、

前記所定のソフトキーに対するユーザ操作が受け付けられることで、前記所定の処理が実行されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の読み取り装置。

【請求項 6】

前記所定の処理は、前記原稿読み取り処理によって生成されたデータを送信する処理を含むことを特徴とする請求項5に記載の読み取り装置。

【請求項 7】

前記所定のオブジェクトに対するユーザ操作が受け付けられた場合、前記第1処理の設定を行うための設定画面が表示されることなく、前記第1処理に含まれる前記原稿読み取り処理の少なくとも一部の実行が開始されることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の読み取り装置。

10

【請求項 8】

前記所定のオブジェクトは、ユーザの登録操作により前記読み取り装置のメニュー画面に表示されるオブジェクトであり、

前記登録操作は、前記第1処理の設定を行うための設定画面に対する操作を含み、

前記所定のオブジェクトが操作された場合、前記登録操作によって選択された設定に基づく前記第1処理が、前記所定のオブジェクトが操作された後に前記設定画面が表示されることなく開始されることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の読み取り装置。

20

【請求項 9】

前記確認画面には、前記第1処理の設定内容の少なくとも一部として、前記原稿読み取り処理によって生成されるデータの送信先が表示されることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の読み取り装置。

【請求項 10】

前記確認画面には、前記第1処理の設定内容の少なくとも一部として、前記原稿読み取り処理における解像度の設定内容、原稿サイズの設定内容、ファイル形式の設定内容のうち少なくとも一つが含まれることを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の読み取り装置。

30

【請求項 11】

前記確認画面には、前記確認画面に表示された前記第1処理の設定内容の少なくとも一部を変更するための変更ソフトキーが含まれることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか1項に記載の読み取り装置。

【請求項 12】

前記確認画面には、

前記原稿読み取り処理に関する設定内容の少なくとも一部を変更するための変更ソフトキーは表示されず、

前記第1処理のうち前記原稿読み取り処理以外の処理に関する設定内容を変更するための変更ソフトキーが表示されることを特徴とする請求項11に記載の読み取り装置。

40

【請求項 13】

前記確認画面に表示されない変更ソフトキーであり、前記原稿読み取り処理に関する設定内容の少なくとも一部を変更するための変更ソフトキーは、前記原稿読み取り処理における解像度の設定内容、原稿サイズの設定内容のうち少なくとも一つを変更するための変更ソフトキーであることを特徴とする請求項12に記載の読み取り装置。

【請求項 14】

前記確認画面に表示される変更ソフトキーであり、前記第1処理のうち前記原稿読み取り処理以外の処理に関する設定内容を変更するための変更ソフトキーは、前記原稿読み取り処理によって生成されるデータの送信先を変更するための変更ソフトキーであることを特徴とする請求項12または13に記載の読み取り装置。

【請求項 15】

50

前記第1処理は、前記原稿読み取り処理によって生成されたデータを外部に送信するスキャナ送信処理であることを特徴とする請求項1に記載の読み取装置。

【請求項16】

前記第1処理は、前記原稿読み取り処理によって生成されたデータを印刷するコピー処理であることを特徴とする請求項1に記載の読み取装置。

【請求項17】

前記読み取装置は、スキャナ装置であることを特徴とする請求項1乃至16のいずれか1項に記載の読み取装置。

【請求項18】

前記読み取装置は、印刷装置であることを特徴とする請求項1乃至17のいずれか1項に記載の読み取装置。 10

【請求項19】

読み取装置であって、

原稿読み取り処理を含む第1処理を実行するためのオブジェクトである所定のオブジェクトを表示する第1表示制御ステップと、

前記第1処理の設定内容の少なくとも一部と、前記第1処理の実行の確認をユーザから受け付ける所定のソフトキーとを含む確認画面を、前記所定のオブジェクトに対するユーザ操作の受付に基づいて表示する第2表示制御ステップと、

前記第1処理に含まれる前記原稿読み取り処理の少なくとも一部を、前記確認画面の表示と並行して実行する実行ステップと、

を有することを特徴とする制御方法。

20

【請求項20】

請求項1乃至18のいずれか1項に記載の読み取装置の各手段としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

30

読み取装置であって、原稿読み取り処理を含む第1処理を実行するためのオブジェクトである所定のオブジェクトを表示する第1表示制御手段と、前記第1処理の設定内容の少なくとも一部と、前記第1処理の実行の確認をユーザから受け付ける所定のソフトキーとを含む確認画面を、前記所定のオブジェクトに対するユーザ操作の受付に基づいて表示する第2表示制御手段と、前記第1処理に含まれる前記原稿読み取り処理の少なくとも一部を、前記確認画面の表示と並行して実行する実行手段と、を有することを特徴とする。

40

50